新潟県企業局管理規程第５号

新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年５月23日

新潟県企業管理者　　早　福　　弘

新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を改正する規程

新潟県電気事業の電気工作物保安規程（昭和61年新潟県企業局管理規程第４号）の一部を次のように改正する。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第４条関係）

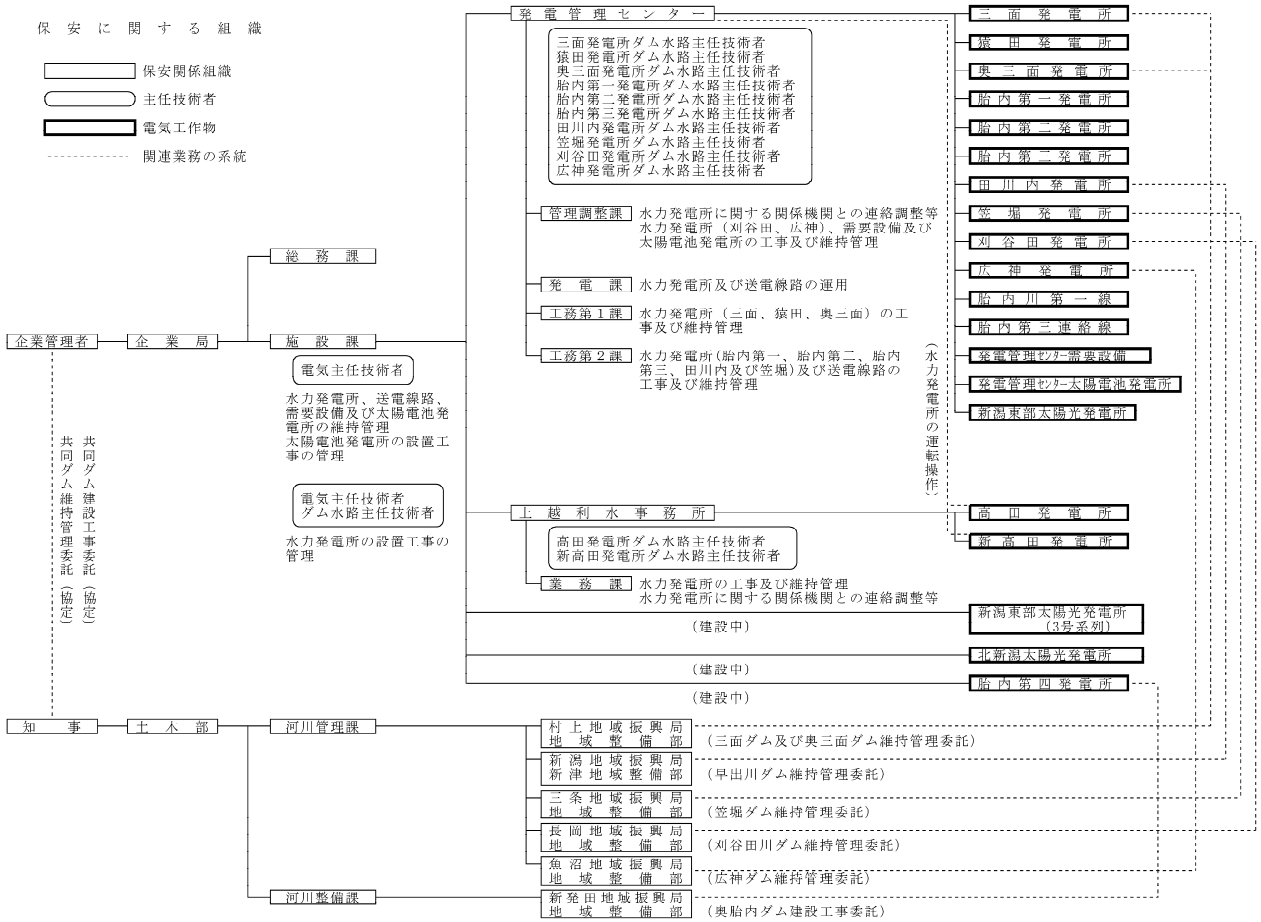

附　則

この規程は、公布の日から施行する。